



広報

みと

508/11

毎月3回(1・11・21日)発行

NO. 512
発行/東京都港区
編集/企画部広報課
港区芝公園1-5-25
〒105 ☎432-4151

公害病補償給付スタート

79名を公害病に認定

公害による健康被害は、これまで本疾病、イタタイタイ病、四日市ゼンと呼ばれるように、人の健康に被害を与える悲惨な形で現われています。

このような健康被害の救済措置は、被害者と原因者の間に解決されることが本来の建前であります。が、公害の原因者がなかなか特定できなかったり、またその解決にはかなりの時間が要しているのが現状です。このような公害による健康被害者の救済を迅速かつ円滑に行なうため、その制度が制定されました。港区内、この制度は第一種の地域（大気汚染系）として、昭和49年11月30日に、追加指定されました。

これにより、呼吸器系の公害健被患者に認定されると、その疾病についての医療費等のほか、慰謝料の要素を含む補償費が支給されます。

▽ 指定疾病名

- ①慢性気管支炎
- ②気管ぜん息
- ③慢性気管支炎
- ④肺気し

申請の時、区内に居住または通勤・通学（一日のうち八時間以上上区内で過ごすことが、ふつうの状態となっていること）しており、次の指定疾患にかかる限り、「別表1」の居住等の要件をみたしている場合、申請をすることができます。

▽ 認定手続会の意見をきき、申請を受けますと、区内公害健被認定審査会の意見をききます。

制度の概要

年十一月三十日、指定されました。今年六月二十六日、第一回認定審査会を開催し、以後七月中に二回の認定審査を行なった結果、現在までに七十九名を公害病患者として認定しました。

そこで、公害健康被救済制度についてご紹介します。

認定されると、公害医療手帳が交付されます。

認定されると、公害医療手帳が交付されます。

給付の内容

認定されると、次の各種給付が支給されます。

認定された本人が児童（15歳未満）

▽ 楽しき老後とボトス

◆ 不用品交換情報をご利用ください

◆ ポトス

◆ ボトス

高輪公園を中心会場に港区震災訓練

「日本の婦人」を考える
国際婦人年にちなんで

9月1日・防災の日

今年は国際婦人年です。これを機会に「日本の婦人」について、文部省による法律をとおして学習し、婦人のあり方を考えてみましょう。

講演会

金森トシ子(日本大学文学部准教授)

中村誠(文部省助手)

講師

講師